

議事要旨

会合名称： 第5回 モデル取引契約見直し検討部会 民法改正対応モデル契約見直し検討WG (WG1)

開催日時： 2019年9月20日(月) 10:00~12:00

議事内容：

1. セキュリティ検討PTの状況について

事務局から、(資料5-3)に基づきセキュリティ検討PTの進捗状況について説明を行った。

2. 請負契約の報酬請求権について

(1) 関連資料の説明

委員から(資料4-5-3)に基づき、モデル契約見直しに係る論点に関するJEITAモデル契約の内容について説明が行われた。

(2) 討議

請負契約の報酬請求権について各委員から質疑、意見等が述べられ議論が行われた。主な議論は以下。

- システム開発が途中で終わってしまった場合に、途中の成果物に可分性とか利益があるかについて、実際の裁判例でも報酬請求を割合的に認めている例はそれほど多くなく、他のベンダがそのまま引き継いで最後まで完成させるということもほとんどないという印象である。
- ベンダは、結局やった分の清算ができるかどうかが一番の関心。本当に利益があるのか、いくらで評価されるのか、という紛争は避けたいところ。基本的には人件費のコストから評価するのが一番よいと考える。
- ユーザとして、多段階契約のメリットは、途中の工程でベンダを変えることが可能という点にあるところ、新たなベンダの開発手法やフレームワークが違っていると、それまでのドキュメントが全く使われずに、新たな手法で全くゼロからやり直すということになり、そこまでの工程でかけた工数(費用)があるとしても、その価値を利用できないことがほとんど。
- 請負契約は完成を前提としている。重要なのは、作り上げたものに価値があるかどうか。例えば再利用可能でないもの、引き継げないもの、その部分だけでは機能しないものには、基本的に価値はないので、それでお金をくれ、というのは不思議だと思っている。
- 現行の第一版において、変更協議不調の際の中途解除の際に委託料等の支払いについて定めている38条は、民法634条ではなく、民法641条が想定している局面での規定のように思われ、民法634条が念頭に置いている局面について、モデル契約に条文がないが、そこは民法の規定に委ねるという考えもある。どちらのルールが適用されるのかをきちんと整理するのは難しいところがある。
- そもそも多段階契約に契約を分けることは、一定の工程まで進んだところで検収してお金を払う、その時点で「可分で利益のある」部分を順番に精算していくという考え方も採りうるのではないか。
- 多段階契約の一つの契約の中で開発対象としてA機能、B機能、C機能とあって、A機能とB機

能はできた、でも C 機能はできなかったという場合には、やはり A 機能と B 機能は利益があるという発想になるから、この場合に、多段階契約で整理しているからユーザは報酬を払わなくてもよい、というのは割り切りすぎではないか。

3. 準委任契約が途中で終了した場合の報酬請求権、成果報酬型準委任契約の報酬請求権について

(1) 論点等の説明

専門委員から（資料 5-4-2）に基づき、モデル契約見直しに係る論点等について説明が行われた。

(2) 関連資料の説明

委員から（資料 4-5-3）に基づき、モデル契約見直しに係る論点に関する JEITA モデル契約の内容について説明が行われた。

(3) 討議

準委任契約、成果報酬型準委任契約の報酬請求権について各委員から質疑、意見等が述べられ議論が行われた。主な議論は以下。

- 要件定義や外部設計においてドキュメントは提出するが参考資料等に過ぎないという整理については、ユーザの感覚とはかけ離れており違和感がある。
- 民法からいうと、委任は究極の丸投げで、裁量を与えて自分の代わりにやってください、ということ。その代わり利益を配慮して最大限の努力をしなければいけないので、単なる支援とは少し違う。
- 成果報酬型を使う局面としては、コンサルティング的なところで KPI とか数字を定めて、かなり良い結果を出したらもう少し報酬を出して、かなり下回るような結果を出したら報酬を下げるなど、そのような場合で使うことが多い。
- 成果報酬型の場合、どこまでやれば成果になるのかを予め合意することが難しいという事情があるので選択しづらい。履行割合型はユーザ・ベンダともに理解できているので選択している。ただコンサルティングの仕事では、履行割合型で仕事を進めつつ、この目標が達成できたら、成功報酬をいただくという取引類型もあり、システム開発の世界でもそのような類型が存在し得るので、例えばアジャイルなどより目標を明確にしやすい種類の開発形態で検討すればよいのではないか。
- 準委任契約であったとしても、ユーザとしては、結局途中の成果物を現実的に使わないということで利益がないのであれば、お金は払えないのではないか
- 準委任はタイム&マテリアルなので、ユーザとしても、ベンダから合理的な理由を示された上での協議の下で履行割合に応じて支払うというのは普通ではないか。
- 履行の割合というものが単純で期間を定めていれば「期間の経過の割合」なのか、あるいは人月であれば「投下した人の割合」なのか、あるいはユーザの側としてはやはり成果の内容を考えており基本設計なら基本設計書が完成した割合なのか、ということによってもこの論点に関する答えが違ってくるのではないか。

以上